

著作物利用許諾契約書

著作物名 _____

著作者名 _____

著作権者名 _____

【 著者氏名 】(以下「甲」という)と国立大学法人お茶の水女子大学附属図書館(以下「乙」という)とは、上記著作物(以下「本著作物」という)の電子出版等への利用許諾に関して、次のとおり契約を締結する。

年 月 日

甲(著作権者)

住 所

氏 名

印

乙

住 所

名 称

氏 名

印

第1条（出版物への利用の許諾）

1. 甲は乙に対し、本著作物に関して電子的な出版物として複製し、送信すること（以下「電子出版」という）について非排他的、非独占的利用を無償で許諾する。なお、この利用許諾はあらゆる地域で有効なものとする。
2. 前項許諾は、この契約の有効期間中、甲は本著作物と明らかに類似すると認められる内容の著作物、および同一題号の著作物の出版に関する利用の許諾を第三者に対して行うこと、また自らが行使することを妨げないものとする。
3. 甲は、乙に対し、本著作物をデータベースに格納し、検索・閲覧に供することについても、あらゆる地域で有効な非排他的、非独占的利用を許諾する。

第2条（著作権の帰属と権利処理の委任）

甲の有する著作権は甲に帰属し、乙に譲渡あるいは移転するものではないことを甲および乙は確認する。

第3条（内容の保証）

1. 甲は乙に対し、本著作物が第三者の著作権、肖像権その他いかなる権利をも侵害せず、かつ、合法的なものであることを保証する。
2. 本著作物により権利侵害などの問題を生じ、その結果乙または第三者に対して損害を与えた場合は、甲は、その責任と負担においてこれを処理する。

第4条（著作者人格権の尊重）

乙は、本著作物の内容・表現または書名・題号等に変更を加える必要が生じた場合には、あらかじめ著作者の承諾を必要とする。ただし、甲は乙に対し、電子出版に利用するために必要な範囲において本著作物を修正、改変、編集、翻案すること、見出し・キーワード等を付加することを許諾する。その場合、乙は著作者人格権を損なうことのないよう十分注意することとする。

第5条（発行の責任）

乙は、この契約の発効後1ヵ月以内に電子的な出版物（以下「本電子出版物」という）として発行する。ただし、やむを得ない事情があるときは、甲乙協議のうえ期日を変更することができる。

第6条（©表示）

乙は、甲の権利保全のために、乙の発行する本電子出版物の所定の位置に©、甲の氏名、第一発行年を表示する。

第7条（契約消滅後の頒布）

乙は、この契約の期間満了後は、本電子出版物の送信を中止する。

第8条（権利義務の譲渡禁止）

甲および乙は、この契約上の地位ならびにこの契約から生じる権利・義務を相手方の事前の書面による承諾無くして第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第9条（災害等の場合の処置）

地震、水害、火災その他不可抗力もしくは甲乙いずれの責めにも帰せられない事由により本著作物に関して損害を被ったとき、またはこの契約の履行が困難と認められるにいたったときは、その処置については甲乙協議のうえ決定する。

第10条（契約の解除）

1. 甲または乙は、いずれか一方の書面による申し出により、この契約の全部を解除することができる。
2. 甲または乙は、相手方がこの契約の条項に違反したときは、相当の期間を定めて書面によるその違反の是正を催告し、違反が是正されない場合にはこの契約の全部または一部を解除することができる。

第11条（契約の有効期間）

この契約の有効期間は、契約の日から満1ヵ年とする。また、この契約の期間満了の3ヵ月前までに、甲乙いずれかから文書をもって終了する旨の通告がないときは、この契約と同一の条件で自動的に継続され、有効期間を1ヵ年ずつ延長する。

第12条（改訂版・増補版等の発行及び契約の自動更新）

1. 本著作物の改訂版または増補版等の発行については、甲乙協議のうえ決定する。
2. この契約は、前項に基づく本著作物の改訂版または増補版等について、甲乙の協議において特に異議の示されない限り、この契約と同一の条件で自動的に更新する。
3. 前項の規定により自動的に更新された契約の有効期間については、改訂版または増補版等の発行開始日を初版発行の日として、前条の規定を準用する。

第13条（秘密保持）

甲および乙は、この契約の履行に関連して知り得た相手方および相手方の取引先等に関するすべての秘密情報を、相手方の書面による承諾なく、第三者に開示または漏洩してはならない。

第14条（個人情報の取扱い）

1. 甲および乙は、個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）の趣旨に則り、本著作物の出版およびそれに付随する業務において知り得た個人情報の取扱いには十分留意しなければならない。
2. 甲は、乙が本電子出版物の製作・宣伝等を行うために必要な情報を自ら利用し、または第三者に提供することを認める。ただし、著作者の肖像・経歴等の利用については、甲乙協議のうえ取扱いを決定する。

第15条（契約内容の変更）

この契約の内容について、追加、削除その他変更の必要が生じたときは、甲乙間の文書による合意がない限り効力を生じない。

第16条（契約の尊重）

甲乙双方は、この契約を尊重し、解釈を異にしたとき、またはこの契約に定めのない事項について

は、誠意をもって協議し、その解決にあたる。

第17条（特約条項）

この契約書に定める条項以外の特約は、別紙特約条項に定める通りとする。

上記の契約を証するため、同文2通を作り、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。